

令和２年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

「第１期川崎市差別防止対策等審査会」からの答申について

資料１ 「第１期川崎市差別防止対策等審査会」からの答申について

資料２ インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に
該当する旨等の公表

参考資料 関係法令

市 民 文 化 局

(令和２年１０月２９日)

「第 1 期 川崎市差別防止対策等審査会」からの答申について

◎ 令和 2 年 1 0 月 1 6 日（金） 川崎市差別防止対策等審査会 吉戒修一 会長（弁護士）より市長へ答申を提出

会議の開催日

第 1 回 令和 2 年 7 月 2 日 第 2 回 令和 2 年 8 月 2 1 日 第 3 回 令和 2 年 1 0 月 9 日

◎ 令和 2 年 7 月 2 日（木）に市長より諮問を受けた、インターネット表現活動に係る 9 件について答申

答申の主な内容

- 現在、インターネット上に表示されている 2 件について、拡散防止措置を講ずること、また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等を公表することは、妥当である。
- 現在、インターネット上に表示されていない 7 件について、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨及び当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが考えられる。

1 審査会への諮問

「インターネット表現活動に係る拡散防止措置、公表等について（諮問）」（令和 2 年 7 月 2 日付）
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 3 5 号。以下「条例」という。）
第 1 7 条第 4 項及び第 1 8 条第 1 項の規定により、次の事項について諮問

【諮問事項】

- (1) 条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずること及び同条第 2 項の規定に基づき、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等を公表することについて
- (2) インターネット表現活動における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の考え方について

2 審査会の結論（続き）

事案番号 6 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『自分の国に帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 7 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『昆虫にたとえる』表現について行うことが適当である。

事案番号 8 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く日本から出ていけという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 9 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く自分達の国に帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

2 審査会の結論

(1) 諮問事項(1)について

現在、インターネット上に表示されている事案番号 1 及び事案番号 2 の投稿について、拡散防止措置を講ずことは、妥当である。必要な具体的措置としては、サイトの運営者（ツイッター社）に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等を公表することは、妥当である。

事案番号 1 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 2 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

(2) 諮問事項(2)について

現在、インターネット上に表示されていない事案番号 3 から事案番号 9 までの 7 件について、アカウントの凍結、投稿の削除等により表示されなくなる前において、拡散防止措置を講ずことは、妥当であったと考えられる。

また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨及び当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが考えられる。

事案番号 3 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『本格的に始末する必要があるという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 4 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『祖国へお帰り下さいという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号 5 の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『日本から出て行けという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

3 審査会の判断

(1) 条例第 1 7 条第 1 項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第 1 7 条第 1 項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする」に該当するか及び法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の 3 類型に該当するかについて、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

また、条例第 1 7 条第 1 項第 2 号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(2) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。

4 答申後の動き

令和 2 年 1 0 月 1 6 日 「答申」の提出

1 0 月 2 0 日 ツイッター社へ削除要請文を郵送

1 0 月 2 2 日 公表（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨、表現の内容の概要、拡散を防止するために講じた措置（諮問事項(1)に係る事項に限る。）等）

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- （1）早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした表現
- （2）日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）及び（2）に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記1（1）及び（2）の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社の日本法人Twitter Japan 株式会社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和2年10月21日

5 その他

- （1）上記1（1）及び（2）の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- （2）公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第7条の規定に基づき、インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等を次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- (1) 本格的に始末する必要があるという趣旨の記載をした表現
- (2) 祖国へお帰り下さいという趣旨の記載をした表現
- (3) 日本から出て行けという趣旨の記載をした表現
- (4) 自分の国に帰れという趣旨の記載をした表現
- (5) 昆虫にたとえる表現
- (6) 早く日本から出ていけという趣旨の記載をした表現
- (7) 早く自分達の国に帰れという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）から（7）までに記載のとおり

3 その他

- (1) 上記1（1）から（7）までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

【関係法令】

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 （略）

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

○川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。